

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による
随意契約の締結状況（令和5年度）

項目	契約締結の内容
案件名	富士見市放置自転車等保管所手数料徴収委託
契約先名称	公益社団法人入間東部シルバー人材センター
契約金額（円）	委託期間終了日における手数料の調定額の5%
契約年月日	令和5年4月1日
契約の相手方とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであるため
担当部署名	道路治水課